

全日本不動産政治連盟大阪府本部 会則（抜粋）

第1章 総則

（事務所）

第3条 本会の主たる事務所を大阪市内に置く。

（目的）

第4条 本会は宅地建物取引業者の政治意識を高揚し、宅地建物取引業制度の確立及び権益を擁護し、政治経済の研究を行うとともに、国民生活の向上と健全なる議会政治の中での業界の強化発展を図ることを目的とする。

2 本会は、日政連総本部（以下「総本部」という。）の下部組織として、前項に掲げる目的達成のために協力するとともに、府下の各行政機関及び地方議会に対し、宅建業者の権利擁護のために建議建築することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- （1）宅地建物取引業者の地位向上のための諸施策。
- （2）政治経済の研究に関する事業。
- （3）（公社）全日本不動産協会大阪府本部との連携による積極的な政治活動。
- （4）前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- （1）正会員 （公社）全日本不動産協会大阪府本部正会員の代表者である個人とする。
- （2）賛助会員 前項に該当しない個人で、本会の趣旨・目的に賛同する者とする。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、次に定める入会金及び会費を本会に納入しなければならない。

- （1）入会金（入会時のみ）

正会員	50,000円	（総本部入会金20,000円を含む）
賛助会員	50,000円	（総本部入会金20,000円を含む）
- （2）会費（年額）

正会員	3,000円	（総本部会費2,000円を含む）
賛助会員	3,000円	（総本部会費2,000円を含む）

2 既納の入会金及び会費は返還しない。

（会費の納入）

第9条 会員は、毎事業年度の初めより3ヶ月以内に、当該年度にかかる会費の年額を前納しなければならない。ただし年度の中で入会するものは、入会と同時に入会金及び当該年度の会費の合計額を納入するものとする。

第3章 会議

（大会の議決事項及び報告事項）

第24条 大会は、次に掲げる事項を議決する。

- （1）幹事及び監査役の選任又は解任
- （2）総本部大会の代議員選出
- （3）会則の改正
- （4）その他、会務に関する重要事項

2 大会は、次に掲げる事項を報告する。

- （1）事業報告及び決算
- （2）監査報告
- （3）活動計画及び予算